

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和7年度 浜松市 新たな水供給システム検討業務 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和8年3月20日 |
| (3) 履行場所 | 浜松市天竜区 ほか |
| (4) 契約上限金額 | 金 5,000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |

2 業務の目的・背景

(1) 目的

本市の中山間地域^{※1}において、従来の水供給システム^{※2}に代わる新たな水供給システム^{※3}の検討により水供給のベストミックス^{※4}を図り、地域住民が安全・安心な飲料水をはじめとする生活用水を安定的に確保できるようにすることを目的とする。

※1 中山間地域：「第3次浜松市中山間地域振興計画」（令和7年4月策定）に定める「天竜区の全域」及び「浜名区引佐町の北部（旧鎮玉村・旧伊平村）」の地域

※2 従来の水供給システム：旧簡易水道施設や飲料水供給施設等による水供給システム

※3 新たな水供給システム：従来の水供給システムの代替となる水供給システム

※4 水供給のベストミックス：施設利用者の減少による担い手不足や施設の老朽化への対応、災害時の給水、経営の観点などから、従来の水供給システムと新たな水供給システムを適切に組み合わせた水供給の形態

(2) 背景

本市の中山間地域には、旧簡易水道区域など上水道区域と、地形的な理由から上水道施設が整備できないため、地域住民で維持管理する飲料水供給施設（公設民営）や小規模水道施設（民設民営）が点在する区域がある。

旧簡易水道区域に設置されている配水池の中には、今後地震対策として耐震化が必要となる施設が存在している。また、飲料水供給施設や小規模水道施設の多くは、沢の表流水を水源としているため、濁水や濁水などの影響により飲料水をはじめとする生活用水の安定的な確保が困難になっている。さらには、施設利用者の減少による担い手不足や施設の老朽化などが懸念されている。

このような現状と課題を踏まえて、「第3次浜松市中山間地域振興計画」では、「水道を利用する地域住民が安全・安心な飲料水をはじめとする生活用水を安定的に確保できる。」を理想の姿とし、「安定的な水の確保を目的とした支援の継続」などを主な取り組みとしている。

全国的な動向として、令和6年能登半島地震では耐震化未実施等による浄水場や配水池、処理場に直結する管路など上下水道システムの「急所」となる基幹施設が被災したことにより、広範囲での断水や下水管内の滞水が発生するとともに、復旧の長期化などの課題が顕在化した。これを受け政府は、骨太方針2024や水循環基本計画で水道施設の分散型、循環型の方向性を打ち出した。これらの課題は、本市の中山間地域にも共通する部分がある。

このような背景から、本市の中山間地域においても、従来の水供給システムに代わる新たな水供給システムの検討により水供給のベストミックスを図る必要がある。

3 業務内容

中山間地域において、新たな水供給システムの導入を検討するための調査や現況分析を行い、水供給のベストミックスを選定する。

(1) 調査

ア 調査において、次の事項は必ず実施すること。

(ア) 民間企業等の研究開発・実導入事例等、国内外の動向について情報収集

(イ) アで情報収集した事例のイニシャル・ランニングコストの算出及びメリット・デメリットの整理

イ ア以外の調査については、その調査方法について受託者が創意工夫を凝らして自由に企画提案し、委託者と協議したうえで実施すること。効果的な調査の一例として、研究開発に取り組む民間企業を対象に、市場展開の見通しに関するヒアリング調査を行うことが考えられる。そのほか、仮に本市が実証実験を実施する場合の企業の参加意向確認など、新たな水供給システムの導入実現性を多角的に検証できるような調査方法を提案すること。

(2) 現況分析

現況分析については、その分析方法について受託者が創意工夫を凝らして自由に企画提案し、委託者と協議したうえで実施すること。効果的な現況分析の一例として、従来の水供給システムの維持管理費用等から 1 m³あたりの給水原価を算出し、新たな水供給システムと比較評価することが考えられる。そのほか、現地調査や地域住民へのヒアリング、デジタル技術の活用など、新たな水供給システムを導入した場合の有効性を多角的に検証できるような分析方法を提案すること。

なお、市から提供可能な資料の例については以下のとおり。

- ・旧簡易水道配水区別の年度別収支表
- ・飲料水供給施設の収支表(組合からの同意がある場合に限る)
- ・飲料水供給施設に関する状況調査(アンケート)取りまとめ結果

(3) 水供給のベストミックスの選定

ア 選定過程においては、視野を広く持ち、戸別世帯からエリア単位まで多様な範囲を考慮すること。また、平時と非常時の双方に効果的に機能する水供給システムの可能性を探り、多角的な視点から複数の選択肢を選定すること。

イ 新たな水供給システムを導入する場合は、実現可能性があるシステムとすること。

ウ 担い手不足や施設の老朽化への対応、災害時の給水、経営の観点などから比較評価し、最適なベストミックスを選定すること。

エ 選定した水供給のベストミックスを実現するまでの事業スキームを示すこと。

オ 選定した水供給のベストミックスについては、「浜松市総合計画基本計画」(令和7年3月策定)や「第3次浜松市中山間地域振興計画」、「浜松市上下水道基本計画」(令和7年3月策定)等、各種計画の趣旨・内容と整合させること。

4 技術者等の配置要件

受託者は、本業務の特質を考慮し、上下水道に関する技術・実務や地方公営企業会計について専門的知識と経験を有する技術者を配置するものとする。

(1) 受託者は、本業務の管理技術者（管理及び統括等を行う責任者）として、下記ア又はイの要件を満たす者で、かつ直接雇用している者を配置しなければならない。

ア 上下水道の技術に関する専門的知識と経験を有する者として、技術士（上下水道部門）、国土交通省登録技術者資格（施設分野－水道）、シビルコンサルティングマネージャー等のいずれかの資格を保有すること。

イ 直近10年間に、国または地方公共団体が発注する上下水道事業及び飲料水供給施設等に関する新規技術の導入などの検討業務の実績を有すること。

(2) 受託者は、本業務を円滑に遂行できるよう、地方公営企業会計に関する専門的知識と経験（地方公営企業の経営アドバイス実績等）又は専門資格（公認会計士等）を有する者を配置しなければならない。

5 成果物について

(1) Windows フォーマットの CD 等、適切な媒体で納品すること。

(2) 納品の期限は、令和8年3月20日とする。

6 その他

(1) 遵守すべき事項

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。また、公共業務の受託者としての職業倫理に則り、常に公正、公平、中立を心がけること。

(2) 秘密の保持

本業務のすべての従事者は、浜松市個人情報保護条例及び同施行規則、浜松市電気計算組織の運営及びデータ保護に関する規程並びに浜松市情報安全保護基本方針を遵守しなければならない。また、本業務において知り得た情報については、本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(3) 貸与資料・データ等の取り扱い

本業務の実施にあたり、受託者は、委託者から貸与された資料、データ等（以下「貸与データ等」という。）について、管理簿を作成するなど、善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管、管理するとともに、データの保護については万全の措置を講じることとする。また、貸与データ等については、委託者から返還の指示があった場合、必要がなくなった場合又は本業務が終了した場合は、速やかに委託者に返還するものとする。

(4) 施設への入退室

受託者は、作業のために委託者の施設に出入りする場合は、委託者に事前に連絡の上、承認を得ること。また、当該施設内での行動について、委託者の指示に従うこと。

(5) 疑義の解釈

本業務説明資料に定めのない事項、又は作業工程において疑義が発生した場合は、委託者の指示に従うこと。

(6) 業務内容の変更等

基本的な業務内容は以上のとおりであるが、企画提案書の内容により、受託者と協議の上、一部を変更する場合もある。また、本業務説明資料に記載のない細部の事項については、契約時又は契約後に協議して決定する。